

生駒市規則第 1 2 号

生駒市会計規則及び生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市会計規則及び生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(生駒市会計規則の一部改正)

第 1 条 生駒市会計規則 (昭和 4 8 年 3 月生駒市規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 こども課長の項中「、入園料」を削る。

(生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部改正)

第 2 条 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則 (平成 1 3 年 6 月生駒市規則第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則

第 1 条中「生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例」を「生駒市立幼稚園保育料徴収条例」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(減免の対象範囲及び額)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する場合の保育料の減免の対象範囲及び額は、次のとおりとする。

対象範囲	減免の額
------	------

3歳から小学校3年までの者が同一世帯に2人以上いる場合で、それらの者のうちの第2子である園児	保育料の額に0.5を乗じて得た額
3歳から小学校3年までの者が同一世帯に2人以上いる場合で、それらの者のうちの第3子以降の園児	保育料の額の全額

2 条例第5条第1項第2号に規定する場合の保育料の減免の対象範囲及び額は、その都度市長が定める。

第3条第1項中「及び入園料」及び「毎年度6月20日（園児が年度の途中において就園奨励事業の対象となる場合にあつては、市長が定める日）までに」を削り、同条第2項中「6月30日（園児が年度の途中において就園奨励事業の対象となる場合にあつては、市長が定める日）までに」を「速やかに」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。